

装装保第11858号
令和5年7月1日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部
施設等機関の長
殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

秘密保護契約による国際間の秘密情報の伝達等の実施要領
について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

秘密保護契約による国際間の秘密情報の伝達等の実施要領

第1 目的

本実施要領は、装備品等及び役務の調達に関する契約を防衛装備庁との間で締結していない事業者（我が国事業者をいう。以下同じ。）が、外国政府（国際機関を含む。以下同じ。）又は当該国の事業者との間で秘密情報の伝達等（以下「国際間の秘密情報の伝達等」という。）を行う必要がある場合において、これが防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力等に有益と認められるときに、防衛装備庁と当該事業者との間で秘密保護に関する契約（以下「秘密保護契約」という。）を通じて必要な保全措置を講ずることにより、国際間の秘密情報の伝達等を円滑に行うための実施要領を定めることを目的とする。

第2 定義

本実施要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 秘密情報 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第1項及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号。以下「秘庁訓令」という。）第2条第1項に規定する秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密又は装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）第2項第1号に規定する保護すべき情報をいう。
- (2) 秘密等の管理者 秘庁訓令第2条第3項第1号に規定する管理者、防衛装備庁における特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第25号。以下「特別防秘庁訓令」という。）第2条第3項第1号に規定する管理者及び防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第27号）第3条第2項に規定する特定秘密管理者をいう。
- (3) 地方防衛局の調達部長等 北海道防衛局調達部長、北関東防衛局装備部長、南関東防衛局調達部長、近畿中部防衛局調達部長、中国四国防衛局調達部長、沖縄防衛局調達部長、近畿中部防衛局東海防衛支局長、九州防衛局長崎防衛支局長、東北防衛局郡山防衛事務所長、北関東防衛局宇都宮防衛事務所長、近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所長、近畿中部防衛局岐阜防衛事務所長及び中国四国防衛局玉野防衛事務所長をいう。

第3 適用範囲

本実施要領は、以下のすべての要件を満たす場合に適用することができるものとする。

- (1) 日本国政府と秘密情報の伝達等を行う外国政府との間で、情報保護協定等の秘密保全に関する取決め（以下「情報保護協定等」という。）が締結されていること。
- (2) 国際間の秘密情報の伝達等に係る秘密情報が、両国政府の秘密指定を受けている又は受ける予定であること。
- (3) 防衛装備庁と事業者との間に装備品等及び役務の調達に関する契約が締結されていない場合において、秘密保護契約を通じた国際間の秘密情報の伝達等が、防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力等に有益と認められること。

第4 秘密保護契約締結の申請

- (1) 装備政策部国際装備課長（以下「国際装備課長」という。）は、事業者が秘密保護契約の締結を希望するときは、別紙様式第1により、当該事業者から申請させ、装備政策部装備保全管理課長（以下「装備保全管理課長」という。）と協議の上、装備政策部長宛に上申するものとする。
- (2) 装備政策部長は、別紙様式第2により承認又は不承認について当該事業者に通知するものとし、承認の場合は、その写しを装備保全管理課長に送付するものとする。

第5 秘密情報の指定

第4第2号による承認をした場合において、国際装備課長は、当該事業者及び事業者が伝達等を行う情報に係る関係部署（当該関係部署が不明の場合は、国際装備課長とする。以下同じ。）と調整し、当該関係部署の秘密等の管理者は秘密情報の指定を行うものとする。

第6 秘密保護契約の締結

- (1) 装備保全管理課長は、第4第2号による送付を受けた場合、当該事業者と調整し、秘密保護契約の締結手続を開始するものとする。
- (2) 秘密保護契約を締結するに当たっては、特に支障のない限り別紙様式第3を基準とする秘密保護契約書を用いるものとし、事業者に取り扱わせる秘密の種類に応じ、秘密の保護に関する措置、特別防衛秘密の保護に関する措置、特定秘密の保護に関する措置又は保護すべき情報を適切に管理するための措置（以下「秘密等の保護に関する措置」という。）を当該秘密保護契約書に付すものとする。
- (3) 秘密等の保護に関する措置の様式は、特に支障のない限り、次のとおりとする。この場合において、関係規則中「契約担当官等」とあるのは、「装備保全管理課長」と読み替えるものとする。
 - ア 秘密の保護に関する措置の様式
秘庁訓令別記第8号様式の特約条項を準用する。
 - イ 特別防衛秘密の保護に関する措置の様式
特別防秘庁訓令別記第6号様式の特約条項を準用する。
 - ウ 特定秘密の保護に関する措置の様式

防衛装備庁における特定秘密の保護に関する訓令第36条第1項に規定する審査基準及び第37条第2項に規定する特約条項について（装装制第54号。27.10.1）付紙第2の特約条項を準用する。

エ 保護すべき情報を適切に管理するための措置の様式

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）第3項第1号に規定される装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項を準用する。

第7 外国政府から受領する秘密情報

防衛装備庁と秘密保護契約を締結した事業者に対し、外国政府から提供される秘密情報を取扱わせるに当たっては、関係部署の秘密等の管理者は当該秘密情報を外国政府から受領するものとし、関連法令等及び当該外国政府との情報保護協定等に従って当該秘密情報の保護措置を講じた上で、秘密保護契約に従い、事業者に伝達するものとする。

第8 事業者に対する秘密保全検査等の実施

装備保全管理課長は、秘密保護契約を締結した事業者における秘密等の保全又は保護を万全ならしめるため、事業者に対して秘密保全検査又は情報セキュリティ監査を行うものとする。この場合において、装備保全管理課長は、必要に応じ、別紙様式第4により地方防衛局の調達部長等に対し必要な協力を依頼することができるものとし、地方防衛局の調達部長等は、当該協力の依頼を受けたときは別紙様式第5により回答するものとする。

第9 その他

- (1) 本実施要領の実施に当たり疑義が生じた場合は、装備保全管理課長と協議するものとし、装備保全管理課長は、関係部署の秘密等の管理者又は国際装備課長と相互に密接に連携するものとする。
- (2) 本実施要領に関し、これにより難しい事情が生じた場合は、装備政策部長が別に定めるものとする。

別紙様式第 1

文 書 番 号
発 簡 年 月 日

防衛装備庁装備政策部長 殿

会社名 :
代表者 : 役職及び氏名 印

秘密保護契約の締結について（申請）

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 秘密保護契約の目的となる事業の概要 :
- 2 申請理由 :
- 3 取り扱う秘密区分（予定を含む。）及びその概要 :
- 4 その他特記事項 :

写送付先 : 装備政策部装備保全管理課長

別紙様式第 2

文 書 番 号
発 簡 年 月 日

会社名：
代表者：役職及び氏名 殿

防衛装備庁装備政策部長

秘密保護契約の締結申請の結果について（通知）

[事業者からの申請文書番号（発簡年月日）]により申請された標記について、承認したので通知します。

なお、取り扱う秘密の区分は（選択＊）とします。

写送付先：装備政策部装備保全管理課長

注 1：（選択＊）には、「秘」、「特別防衛秘密」、「特定秘密」又は「保護すべき情報」のうち該当するものを記載する。

注 2：不承認の場合は、本文は「[事業者からの申請文書番号（発簡年月日）]により申請された標記について、不承認としたので通知します。」とし、本文にその理由を具体的に記載する。

【契約締結の目的となる事業】に関する（選択＊）に属する情報【及び保護すべき情報】の秘密保護契約書

（契約の目的）

第 1 条 防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長 ○○ ○○（以下「甲」という。）及び△△ △△【事業者の代表者】（以下「乙」という。）は、
【契約締結の目的となる事業】（以下「本事業」という。）において、本契約の締結日以降に甲から乙に伝達又は送達される（選択＊）【及び保護すべき情報、文書、図画又は物件（以下単に「保護すべき情報」という。）】並びに本事業において乙が取り扱う（選択＊）【及び保護すべき情報】を保護する必要があることから、これらの保護に係る契約を締結するものとする。

（保護の対象となる情報）

第 2 条 本契約において保護の対象となる情報は、付紙のとおりとする。

（（選択＊）【及び保護すべき情報】の伝達等）

第 3 条 甲が乙に伝達又は送達する情報は、付紙のとおりとする。

（（選択＊）【及び保護すべき情報】の保護）

第 4 条 乙は、甲から伝達又は送達された（選択＊）及び乙が本契約において新たに製作等する（選択＊）については「（選択＊）の保護に係る措置」
【、甲から伝達又は送達された保護すべき情報及び乙が本契約において新たに製作等する保護すべき情報については「保護すべき情報を適切に管理するための措置」】に定めるところにより、これらの保護に万全を期すものとする。

（（選択＊）【及び保護すべき情報】の不開示等義務）

第 5 条 乙は第 3 条及び前条に基づき取り扱う（（選択＊）【及び保護すべき情報】）については、甲の許可なく、当該（（選択＊）【及び保護すべき情報】）を開示又は漏えいしてはならない。

（契約金額）

第 6 条 本契約の履行に関し、甲又は乙で発生した費用については、それぞれが負担する。

（契約期間）

第 7 条 本契約の契約期間は、契約締結日から本事業の終了の日までとする。
2 前項にかかわらず、第 4 条、第 5 条及び第 10 条は本契約の終了後も有効に存続する。

(契約の変更)

第8条 甲は、本契約が満了するまでの間において、本契約に定める内容を変更する必要があると認めた場合は、当該変更について乙と協議するものとする。

(事情の変更)

第9条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める内容が不当となり、当該内容を変更する必要があると認めた場合は、当該変更について協議するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、乙が(選択*)【及び保護すべき情報】を保護するための措置等の規定に違反し、(選択*)【及び保護すべき情報】を当該(選択*)【及び保護すべき情報】に接する権限のない者に漏えいした場合は、損害賠償を請求することができる。

(協議)

第11条 甲及び乙は、本契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度、協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第12条 本契約は、日本国内法に準拠し、本契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属的管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙双方が記名、押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長
○○ ○○ 印

乙 △△ △△【事業者の代表者】 印

注：(選択*)には「秘」、「特別防衛秘密」又は「特定秘密」のうち該当するものを記載する。

付紙（別紙様式第3）

付紙

保護の対象となる（選択＊）に属する情報

1 甲が乙に伝達又は送達する（＊）に属する情報（貸付期間その他貸付けに必要な条件等）

番 号	件 名	数 量	貸付期間	貸付及び返納場所	備 考

2 乙が新たに製作する（その見込みがある場合を含む。）（選択＊）に属する情報

番 号	件 名	数 量	保護期間	製作場所 (納入場所)	備 考

本契約において、上記の表のほか、乙が新たに（選択＊）に属する情報を含む文書等を製作する必要がある場合は、別途、甲の指示に基づき実施するものとする。

注：（選択＊）には「秘」、「特別防衛秘密」又は「特定秘密」のうち該当するものを記載する。

情報セキュリティ指定書

- 1 保護すべき情報の管理
乙は、保護すべき情報を適切に管理するための措置に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報

番 号	保護すべき情報	甲が提供する保護すべき情報	事業者において新たに製作する情報のうち、保護すべき情報又は製作が見込まれる保護すべき情報	備 考

- 3 貸与期間
貸付期間は、貸与日から本事業の終了日までの間とする。

4 貸付場所及び返納場所

別紙様式第 4

文 書 番 号
発 簡 年 月 日

地方防衛局の調達部長等 殿

装備政策部装備保全管理課長

秘密保護契約を締結した事業者に対する秘密保全検査等の実施
協力について（依頼）

標記について、下記のとおり依頼する。

記

- 1 秘密保護契約の概要：
- 2 協力を依頼する内容：
- 3 協力を依頼する期間：
- 4 その他：

写送付先：秘密等の管理者

別紙様式第5

文 書 番 号
発 簡 年 月 日

装備政策部装備保全管理課長 殿

地方防衛局の調達部長等

秘密保護契約を締結した事業者に対する秘密保全検査等の実施
協力について（回答）

標記について、下記のとおり回答する。

記

- 1 協力の可否： 可 ・ 否
- 2 協力実施の条件（又は否とする理由）：
- 3 その他：

写送付先：秘密等の管理者